

## 遷宮神宝使をめぐる

藤 森 馨

『延喜式』第四卷「伊勢大神宮式」によれば、神宮の遷宮に際し、朝廷より内宮に金銅の多多利二基をはじめ二十一種の神宝や装束が奉獻されることになっていた。

その使者に関しては、「延喜伊勢大神宮式」には唯一、遷宮禰宜内人等装束条に、

凡そ大神宮の装束、伊勢に送るべくば、預め先ず宮中を祓い潔めよ。また、中臣氏を差して、京・畿内および近江・伊勢ならびに大神宮司に遣わし（左右京に一人、五畿内に一人、近江・伊勢および大神宮司に一人）、預め同じく祓い潔めよ（豊受宮はこれに准えよ）。

（原漢文）

と、規定されている。この条文を読む限り、神宮の装束を神宮に送るに際してのみ、先ず宮中を祓い潔め、さらに中

臣氏を京・五畿内と近江・伊勢および伊勢の大神宮司に、各一人を差遣して、祓い潔めることになっていた。

さて、都の神祇官西院で、神宮の装束や神宝の製作に当たったのは、「延喜伊勢大神宮式」宝送条によれば、

弁官の五位以上一人、史一人、史生一人、官掌一人：以下略…。（原漢文）

とあるように、太政官の弁官五位以上の者以下一〇五人の人々であった。これらの人々が製作した装束や神宝は、『皇太神宮儀式帳』『新宮造奉時行事并用物事』によれば、

新宮飭奉使、官少弁已上一人、史生一人：以下略…

新造宮御装束用物事、

太政官大史一人、史生一人、神祇官大史一人、史生一人：以下略…。（原漢文）

とあるように、装束・神宝製作監督者であり、通常は大政官の庶務や官庁間の連絡を職掌とする弁官と、神祇官の大史、および太政官・神祇官それぞれの史生によつて神宮に送られたという。同様の規定は、「延喜伊勢大神宮式」遷宮禰宜内人等装束条にも、

右装束の雑物、造備訖らば、すなわち使の弁の大夫一人、史一人、史生二人、官掌一人、使部二人、神祇官の史一人、史生一人、神部一人、卜部一人を差し、部領して大神宮に送らしめよ。(原漢文)

とあり、弁大夫すなわち五位の弁官以下の奉送使の詳細を窺知することができる。

つまり、神宮の社殿を奉飾する金具や殿内の装束、および神宝を神宮へ送るに際して、中央政府では最も厳重な潔斎を行う規定を置き、その正使は弁官が勤仕することになつていたのである。こうした規定と符合して、遷宮に際して、祭主の大臣が奏上する祝詞には、

大神宮を遷し奉る祝詞(豊受宮もこれに准よ)

皇御孫の御命以ちて、皇太御神の太前に申し給わく、常の例によりて、二十年に一遍、大宮新たに仕え奉りて、雑の御装束の物五十四種、神宝二十一種を儲け備えて、祓え清め持ち忌まわりて、預かり供え奉る弁官の位某の姓名を差し使わして、進り給う状を申し給わ

くと申す。(原漢文)

と、二十年に一度社殿を造営し、装束や神宝を厳重な潔斎をした上で、弁官が神宮へ奉納する旨が見られる。

つまり、二十年に一度の遷宮に際しては、装束や神宝の製作から神宮への奉納にまで関与した太政官の弁官が、正使として差遣されたとは考えられないであろうか。

実は、こうした仮説を裏付ける史料がある。光孝天皇の仁和二(八八〇)年は、前回の遷宮からは十九年目ではあるが、造営が完了したため、遷宮の儀が執行されることとなった。

『日本三代実録』仁和二年九月四日条には、

申時、建礼門前において大祓を修す。明日、奉伊勢大神宮神宝使を進発すべきをもつてなり。(原漢文)

と見え、九月四日に、遷宮のため伊勢に進発する神宝使の大祓が先例のとおり執行された。そして、その発遣儀が、翌五日、

奉大神宮神宝使左大史正六位上善世宿禰有友、史生二人、官掌一人進発す。凡そ伊勢大神宮神宝廿年に一度改作す。前修の後ここに十九年。いまだ限り満たずといえども、改造すでおわんぬ。よつてこれを奉る。

〔日本三代実録〕原漢文

と行われ、弁官の参加は見なかったものの、左大史善世有

友以下が神宮へと差遣された。その六日後、十一日には、

伊勢大神宮に例幣を奉るの使い、この日発すべし。去る七日犬の死穢あり。よりて停止す。〔日本三代実録〕

原漢文)

と、神嘗祭の例幣使を發遣する予定であったが、七日に發生した犬の死穢のため、發遣は見送られることとなった。

『日本三代実録』仁和三年九月十二日条によれば、

奉伊勢大神宮幣使を發遣せんがため、天皇大極殿にましまさんと欲す。(原漢文)

とあるように、翌日、光孝天皇は大極殿に行幸し、例幣發遣の儀を行われようとしたが、再び犬の死穢が發生したため中止となった。そこで、建春門前の左衛門陣外によって從五位下幸世王が召され、告文が中納言藤原山陰によって授与されることとなった。告文が幸世王に授与されたことから、幸世王と中臣・忌部が神宮に差遣されたものと想像されるが、前掲十一日条に「例幣を奉るの使い」とあることから、この使者は伊勢の地での遷宮に参会はするものの、中央政府の認識は、通常の例幣使であったということになる。前に見た『皇太神宮儀式帳』「皇太神御形新宮遷奉時儀式行事」によれば、王・中臣・忌部は遷宮に奉仕し、中でも中臣祭主は、装束や神宝を弁官が進上するという「大神宮を遷し奉る祝詞」を遷宮の前に大神に奏上するという

重責を担っていた。にもかかわらず、中央政府の認識は、通常の例幣使とかわりはなかったのである。

そうすると、古代においては、遷宮のための正使は、「大神宮を遷し奉る祝詞」の文言や、進發に際して宮中で潔斎が執行されていることなどから、弁官であったと考えざるを得ないように思われる。

以上の考察から、古代における国家の遷宮正使は、弁官であったことが理解されよう。この弁官の遷宮に際しての神宝使勤仕の初見は、『続日本後紀』嘉祥二(八四九)年九月丁巳(七日)条に見られる、

左少弁從五位上文室朝臣助雄等をして、神宝を伊勢大神宮に奉らしむ。これ廿年に一度奉るところなり。

(原漢文)

という記事である。なぜ、国家より重視された遷宮神宝使であるにもかかわらず、正史の初見記事が、このように時代が下るのであるのか。つぎに、この点について考察を進めたい。

通常の神嘗祭例幣使や臨時の神宮奉幣使は、国家の正殿である大極殿の後房小安殿より發遣されることになっていた。發遣に際しては、天皇が小安殿に行幸され、御前に中臣・忌部が召されて勅語をたまわり、王には東福門で大臣(上卿)から宣命が授与されることになっていた。つまり、

例幣發遣儀は、年間の恒例祭祀の中で唯一国家の正殿を式場として執行される最大の祭祀であったのである。

一方、遷宮神宝使の發遣の場所は、これまで見てきた『延喜式』や六国史などには確認をすることはできない。降って、有職故実に御造詣の深かった村上天皇の御撰『新儀式』伊勢大神宮遷宮事条に、

その年の七月に至りて、神宝ならびに御装束を造らしむ。九月上旬に造り畢ぬ。進發の吉日を予定す。先一日、大祓を行う。諸司齋ならびに三日廢務。…割注略…：行事弁官參入、發向の由を奏せしむ。…割注略…：すなわち祿を給い下し遣わす。へもし、内裏に蝕穢あらば、參らずして直ちに參り下る。〔原漢文〕

とあり、時代は下るが、藤原忠実の日記に、

永久二（一一二四）年九月七日、己卯、天晴、辰剋ばかり民部卿（源俊明）參陣、官符奏す、先内覽、余其間宿所にあり、此間言（主カ）上湯殿にまします、余御前に參り、此間主（上脱カ）直衣着したまふ、へヒケナオシ、余殿上に候す、神祇權大輔（副）資清殿上口に參り、弁代におひては神宝を相具し參宮の由奏せしむ、聞召す由を仰せ了はんぬ、出納祿を給ふ、〔白樹〕民部卿官符を奏す、其の後余退出、〔殿曆〕原漢文

とある。両記事からは、内裏内の陣に遷宮神宝使の弁官が

參上し、天皇の秘書官ともいふべき藏人を介して進發を天皇に奏上し、天皇より祿をたまわつて伊勢に進發することになつていたことがわかる。なお、天皇の御在所清涼殿では、發遣儀に先立ち、天皇への參宮報告が行われ、天皇は引直衣という普段着でその奏上をお聞きになつていたことがわかる。遷宮に弁官が參宮し、さらに清涼殿で祿として白の袷をたまわることになつていたのである。つまり、遷宮神宝使發遣儀は、天皇の内々の儀式として行われていたものと推測されるのである。

こうした推測を裏付ける記事が『西宮記』臨時奉幣条裏書に見られる。それは、康保元（九六四）年九月に行われた豊受宮遷宮儀の神宝使に関する記事である。それによると、九月六日に遷宮神宝使發遣のための大祓が行われ（『日本紀略』には九月五日と見える）、七日に神宝使が發遣された。進發に際し、弁官の左少弁紀文相が、六位藏人紀文利をして天皇に「豊受宮遷宮により、神宝のことをうけたまわる」と奏上。「腋陣において祿をたまえ」という天皇の仰せをたまわつてゐる。そして、左少弁文相は皇大神宮神嘗祭当日の十七日には帰京し、六位藏人藤原佐時を通じて天皇に復命している。ところで、文相は、十七日に帰京している。片道伊勢まで五日を要する当時の通常の道中の日程から、彼が十五日に執行されたであろう豊受宮の遷宮儀に

参列したと考えるには、無理がある。したがって、豊受宮の遷宮儀は例幣使として参向した王・中臣・忌部の奉仕によって厳修されたものと思われる（『日本紀略』同年九月十一日条には「伊勢例幣なり」とある）。

※本稿の『延喜式』の読み下し文は虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上を使用した。

（国士舘大学文学部教授）